

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ に関する特定家畜伝染病防疫指針

平成27年9月9日
農林水産大臣公表

前文

- 1 鳥類のインフルエンザは、A型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）では、そのうち、次の3つを規定している。
 - （1）高病原性鳥インフルエンザ 国際獣疫事務局（OIE）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病
 - （2）低病原性鳥インフルエンザ H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたものを除く。）の感染による家きんの疾病
 - （3）鳥インフルエンザ 高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルス以外のA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら及び七面鳥の疾病
- 2 高病原性鳥インフルエンザは、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 3 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、その伝播力の強さ及び高致死性から、ひとたびまん延すれば、
 - ① 養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、
 - ② 国民への鶏肉及び鶏卵の安定供給を脅かし、
 - ③ 国際的にも、高病原性鳥インフルエンザの非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。

さらに、海外では、家きん等との接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染による人の死亡事例も報告されており、公衆衛生の観点からも、本ウイルスのまん延防止は重要である。

4 低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した発生事例も確認されている。さらに、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に、公衆衛生の観点からも、本ウイルスのまん延防止は重要である。

5 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）については、現在、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣諸国から、渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、人や物を介した侵入も考えられることから、今後も我が国に侵入する可能性は高い。

このため、常に国内にウイルスが侵入する可能性があるとの前提に立ち、家きんの所有者（当該家きんを管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

6 なお、本指針については、本病の発生状況の変化や科学的知見、技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1 基本方針

1 本病の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」、さらには「迅速かつ的確な初動対応」である。

2 国は、人、物等を介した諸外国から我が国へのウイルスの侵入を防止するため、水際における検疫措置を徹底する。

3 家きんの所有者は、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザが疑われる症状を呈している家きんが発見された場合に、直ちに都道府県に届出することが日常化し、確実に実行されることが何よりも重要である。

このため、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、全ての家きんの所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

(1) 国は、都道府県に対し、必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導及び助言を行う。

(2) 都道府県は、家きんの所有者への指導を徹底するとともに、発生時に備えた準備を行う。

(3) 市町村及び関係団体は、都道府県の行う家きんの所有者への指導や発生時に備えた準備に協力する。

4 発生時には、迅速かつ的確な初動対応により、まん延防止及び早期収束を図ることが重要であり、特に発生農場における迅速な患畜等のと殺、その死体等の処理及び消毒が何よりも重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の2までの規定に基づき、国が負担することとなっている。

また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の活用を含めて、法に基づく予算を速やかに、かつ、確実に手当てすることとしている。

このことも踏まえて、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動対応を行う。

- (1) 国は、初動対応等を定めた防疫方針（第6の2の(1)の防疫方針をいう。以下同じ。）の決定及び見直しを責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を関係省庁が協力し、支援する。また、法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当てする。
- (2) 都道府県は、防疫方針に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行する。
- (3) 市町村及び関係団体は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村又は関係団体に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。
- 5 なお、国は、あらかじめ定めた防疫方針に基づく初動対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、専門家の意見を聴きつつ、的確に特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

1 農林水産省の取組

- (1) 次の情報を把握し、必要に応じて都道府県、関係団体等に迅速に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表すること等により、海外旅行者等の一般の人々や報道機関に対しても情報提供する。
 - ① 海外における最新の発生状況
 - ② 環境省が実施する渡り鳥の飛来状況調査、野鳥の検査等の結果
- (2) 農場（家きん飼養農場をいう。以下同じ。）へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点を分かりやすくまとめ、ホームページ等を通じて公表する。
- (3) 空海港における家きん及び畜産物の輸入検疫並びに入国者又は帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、ウイルスの伝播可能期間等を考慮しつつ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生国からの入国者又は帰国者に対して、質問、携帯品の検査及び消毒を徹底する。また、国内で畜産関連施設に出入りする海外からの旅行者、外国人技能研修生、留学生、獣医畜産系大学関係者等に本病の発生予防に必要な情報について周知する。
- (4) 各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、都道府県に対し、全国的に共有すべきと考えられる過去の防疫措置の具体的な取組等に関する情報を提供するとともに、必要な指導及び助言を行う。
- (5) 定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図る。
- (6) 発生時に直ちに防疫専門家、緊急支援チーム等を現地に派遣できるよう、常に派遣候補者の人材育成を含めた派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む家畜防疫員の人材育成を支援する。

(7) 周辺国で分離されたウイルスに対して有効なワクチンに関する情報を収集した上で、必要な事態になったときに活用できる可能性の高いワクチンを検討し、必要十分な量を備蓄する。

(8) 発生時に各種検査に係る衛生資材等の需要が急増した場合に、これら資材の供給が円滑に行われるよう、安定的に供給される体制を構築する。

2 都道府県の取組

(1) 1の(1)により提供を受けた発生状況等に関する情報について必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により、全ての家きんの所有者、関係団体等に周知する。

(2) 家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じ、防疫措置への理解及び協力を得るために、100羽以上の家きんの所有者（だちょうにあっては、10羽以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

① 法第51条の規定に基づく農場への立入検査（原則として、年1回以上実施する。）

② 研修会の開催

また、特に大規模所有者（鶏及びうすらにあっては10万羽以上、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては1万羽以上の所有者をいう。）については、法第52条の規定に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。

(3) 外国人技能研修生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の遵守について、十分に周知し、必要に応じて指導する。

(4) 飼養衛生管理基準を遵守していない家きんの所有者に対しては、随時、法に基づく指導及び助言、勧告並びに命令を行う。

- (5) 発生時に移動制限区域内の農場等が直ちに把握できるよう、家きんの所有者ごとに、本病が発生した場合の初動対応に必要な情報（農場の所在地、鳥種、飼養羽数、埋却地等の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。
- (6) 発生時に円滑かつ迅速に初動対応を実施することができるよう、役割を見据えた防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整や地図情報システム等を活用した整理、衛生資材や薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡家きん保管場所の確保等を行う。
- (7) 家きんの所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行う。
- また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。
- (8) 発生時には、近隣都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これら都道府県、市町村、関係機関及び関係団体との連絡窓口の明確化、地域の家きんの飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。
- (9) 発生時に近隣都道府県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動対応が実行できるよう、地域の実情に合わせた、より実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出しとその解消を図るとともに、発生農場等において防疫措置を指揮できる家畜防疫員の育成に努める。
- (10) 発生時には、発生地域の家きんの所有者や防疫措置従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることが想定されることから、公衆衛生部局（保健所設置市の場合は、当該市の部局も含める。）等とも連携し、相談窓口の設置等具体的な対応を検討する。

(11) 家きんの所有者の埋却地等の事前確保が十分でない場合には、次の措置を講ずる。

- ① 当該家きんの所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供する。
- ② 市町村、関係機関及び関係団体と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第21条第7項の規定に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。
- ③ 焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）が利用可能な場合には、焼却施設等をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について処理施設及び処理施設の所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整する。
- ④ 公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じ、地域住民への説明を行う。

(12) 発生を迅速に発見する検査体制を常に整備し、監視を適切に実施する。

(13) 都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。また、防疫措置等の記録や経験について、防疫演習等の機会を捉え、適切に関係者に引き継がれるよう努める。

3 市町村及び関係団体の取組

(1) 2に規定する都道府県の取組に協力する。

(2) 家きんの所有者が行う発生予防の取組に協力する。

第3 発生予察のための監視

1 定点モニタリング

- (1) 都道府県は、野鳥の飛来地周辺に所在する農場、開放型の飼養をしている農場等の感染リスクが他と比較して高い環境にある農場のうちから、各都道府県内における家畜保健衛生所数に3を乗じた戸数の農場を選定し、毎月1回、検査を行う。農場を選定する際には、農場の所在を勘案し、可能な限り偏在しないように努める。
- (2) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低10羽（死亡家きんが確認された場合には、当該死亡家きんを含む。）を対象に、気管スワブ、クロアカスワブ、血液及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。
- (3) 都道府県は、(2)で採材した検体について、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

【留意事項①】 感染リスクが比較的高い農場について

定点モニタリングの対象とする農場（家きんの飼養農場をいう。以下同じ。）については、以下の条件を考慮して選定する。

- ・ 渡り鳥が休息、繁殖することが知られている、又は、集まるような湿地、湖、池、河川等に近接している農場
- ・ 野鳥（他の野生動物も含む）が周辺で頻繁に確認される農場
- ・ あひる（あいがもを含む）等の水きん類を飼養している農場
- ・ 開放型の家きん舎で飼養している農場

2 強化モニタリング

- (1) 都道府県は、当該都道府県内の農場について、95パーセントの信頼度で10パーセントの感染を検出できる数を対象として検査を行う。検査対象の農場の選定は、農場を飼養規模別にグループ化し、当該グループごとに無作為抽出法により行う。

(2) 当該検査は、渡り鳥の飛来状況を勘案し、原則として10月から5月までの間に計画的に実施する。

(3) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低10羽を対象に、血液を検体として採材する。

(4) 都道府県は、(3)で採材した検体について、血清抗体検査を行う。

【留意事項②】モニタリングの検査方法

モニタリングの検査については、別紙1により行う。

【留意事項③】定点モニタリング及び強化モニタリングにおける血清抗体検査

- 1 鶏を検査する場合には、迅速かつ効率的にエライザ法による検査を行い、エライザ法で陽性が確認されたときは、直ちに同一血清について、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。
- 2 エライザ法で陽性が確認された農場については、家畜防疫員が臨床的に異状がないかを確認（採材日と同日に結果が判明した場合には、電話連絡による異状の有無の確認で代替可能）する。この結果、
 - ① 臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状が確認された場合には、防疫指針第4の7に基づき、防疫指針第4の2から5までの手続に従うとともに、防疫指針第5の1（1）の手続に従う。
 - ② 臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状がないことが確認された場合には、当該農場で生産された鶏卵は、GPセンター等において洗浄・消毒した上で流通を認める。
- 3 1により行うエライザ法及び寒天ゲル内沈降反応による検査が終了するまで、採血対象の鶏と同一鶏舎で飼養されている鶏が出荷されないよう、出荷計画を考慮し、エライザ法及び寒天ゲル内沈降反応による検査を実施する。
- 4 2の②の場合にあって、1により行う寒天ゲル内沈降反応による検査で陽性が確認された農場については、当該農場の鶏及び鶏卵の出荷（移

動)を自粛するよう指導するとともに、家畜防疫員が直ちに当該農場に立ち入り、臨床的に異状がないかを確認し、防疫指針第4の5の手続に従う。この際、

① 臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状が確認された場合には、防疫指針第4の7に基づき、防疫指針第4の2から5までの手続に従うとともに、防疫指針第5の1(1)の手続に従う。

② 臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状がないことが確認された場合には、防疫指針第5の1(2)の手続に従う。なお、当該農場で生産された鶏卵は、GPセンター等において洗浄・消毒をした上で流通を認める。

5 鶏以外の家きんを検査する場合には、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。この際、寒天ゲル内沈降反応による検査が終了するまで、採血対象の家きんと同一家きん舎で飼養されている家きんが出荷されないよう、出荷計画を考慮するとともに、当該検査で陽性が確認された農場については、4の手続に準ずる。

【留意事項④】強化モニタリングにおける抽出検査の検査対象農場の選定

飼養羽数100羽以上(だちょうにあっては、10羽以上)の農場を対象に、95%の信頼度で10%の感染を摘発することができる数の検査農場を下表を参考に無作為で選定する。その際、サンプリングの偏りを排除するため、①農場を飼養規模別(※)にグループ分けし、②各グループの戸数に応じて按分した検査農場数を乱数表を用いて無作為に抽出する(階層別無作為抽出)。

(※) 飼養規模は、次のとおりグループ分けする。

- I 100羽以上(だちょうにあっては、10羽以上)～1,000羽未満
- II 1,000羽以上～10,000羽未満
- III 10,000羽以上

母 集 団	標 本 数
1 ～ 15戸	全戸
16 ～ 20戸	16戸
21 ～ 40戸	21戸

41 ～ 100戸	25戸
101戸以上	30戸

【留意事項⑤】モニタリングに伴い採材した個体について

モニタリングに伴う採材については、ケージに印を付すなどして、可能な限り、検査結果が判明するまでの間、どの個体（ケージ）から採取したのかが判別できるようにすることが望ましい。

3 モニタリング結果の報告等

- (1) 都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの対象農場について、農場の概要（所在地、飼養鳥種、飼養羽数等）及び定点モニタリングにあってはその選定理由について、遅滞なく、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。
- (2) 都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの結果について、毎月、動物衛生課に報告する。ただし、モニタリングの結果が陽性となった場合には、直ちに動物衛生課に報告する。

【留意事項⑥】モニタリング結果の報告について

- 1 定点モニタリング及び強化モニタリング対象農場の概要等の報告は、様式1-1及び1-2により行う。
- 2 都道府県畜産主務課は、毎月20日までに前月のモニタリングの状況を、様式2により動物衛生課宛ファクシミリ又は電子メールで報告する。
- 3 モニタリングの結果が陽性となった場合については、寒天ゲル内沈降反応又はウイルス分離検査が陽性となった場合に、直ちに動物衛生課に報告すること。

4 モニタリングを行う検査員の遵守事項

採材を行った者は、次の事項を遵守する。

- ① 農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
- ② 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- ③ 立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、遺伝子検査（第4の5の（1）の①の遺伝子検査をいう。第4の4において同じ。）の結果が判明するまで、他の農場に立ち入らないこと。

5 野鳥等で感染が確認された場合の対応等（法第10条）

（1）都道府県は、野鳥等の家きん以外の鳥類（その死体、糞便等を含む。）で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合には、原則として、次の措置を講ずる。

- ① 当該鳥類を確保した場所又は当該鳥類を飼養していた場所（以下「確認地点」という。）の消毒並びに通行制限及び遮断（山中、住宅密集地等で発見された場合など、家きんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く。）
- ② 確認地点を中心とした半径3キロメートル以内の区域にある農場（家きんを100羽以上飼養する農場（だちょうにあっては、10羽以上飼養する農場）に限る。）に対する速やかな立入検査（死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及び飼養衛生管理基準の遵守状況の確認）
- ③ 確認地点を中心とした半径3キロメートル以内の区域にある全ての農場に対する注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底の指導

（2）都道府県は、当該都道府県の職員で野生動物の事務に従事するもの（自然環境部局）及び家畜防疫員が相互に連絡し、及び適切に分担して、野鳥のサーベイランス検査を行う。

この際、家畜防疫員は、農場に対する指導及び検査を優先的に行うものとするが、可能な限り自然環境部局の行う野鳥のサーベイランス検査に協力するものとする。

【留意事項⑦】 野鳥等から低病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合の対応について

低病原性鳥インフルエンザウイルスが野鳥等から確認された場合には、

都道府県は確認地点を中心とした半径1キロメートル以内の区域にある全ての農場に対する注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底を指導する。

第4 異常家きん等の発見及び検査の実施

1 家きんの所有者等から届出等を受けたときの対応

(1) 都道府県は、次の場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

① 家きんの所有者又は獣医師から、同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間（当該期間中に家きんの伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあっては、これらの日を除く通算21日間）をいう。以下同じ。）における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている旨の届出を受けた場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

② 民間獣医師等が行った簡易検査キットを用いた抗原検査（以下「簡易検査」という。）や血清抗体検査により陽性となった旨の届出を受けた場合

③ ①及び②のほか、次に掲げる場合など高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染の疑いを否定できない家きんがいる旨の届出を受けた場合

ア 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合

イ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）又はまとまってうずくまっている場合

- (2) 都道府県は、(1)の届出を受けた場合には、届出者等に対し、当該農場の家さん及び家さんの死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

【留意事項⑧】 異常家さん等の届出を受けた際の報告

異常家さん等の届出を受けた場合には、様式3により動物衛生課に報告する。

【留意事項⑨】 家畜防疫員が現地に携行する用具

- 1 農場立入用衣類：長靴、防疫衣類、手袋等
- 2 臨床検査用器材：懐中電灯等
- 3 簡易検査用器材：簡易検査用検査キット等
- 4 病性鑑定材料採取用器材：綿棒、材料保存液、採血器具（採血針、採血管）、保冷資材、クーラーボックス、病性鑑定材料輸送箱、剖検用具等
- 5 連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、デジタルカメラ、画像送受信機等
- 6 消毒用器材：バケツ、消毒薬、噴霧消毒器等
- 7 その他：ビニール袋、着替え、食料品等

【留意事項⑩】 都道府県が行う指導に関する事項

- 1 家さんの所有者から通報があった場合
 - (1) 異常家さん以外の家さんを含む全ての家さんについて、当該農場からの移動を自粛すること。
 - (2) 農場の出入口を1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
 - (3) 農場外に物を搬出しないこと。家さんの所有者及び従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
 - (4) 異常家さんの卵、排せつ物、敷料等は、他の家さんと接触することがないようにすること。
- 2 獣医師から通報があった場合
 - (1) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、高病

原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルスの拡散を防止するよう1の（１）から（４）までの助言及び指導をすること。

（２）家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。

（３）帰宅後は、車両を十分に洗浄するとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。

（４）異常家きんが高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザでないと判明するまでの間は、農場に立ち入らないこと。

（５）高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザと判明した場合には、異常家きんを診察し、又はその死体を検案した日から７日間は、家畜防疫員の許可を得ずに農場に立ち入らないこと。

3 食鳥処理場から通報があった場合

（１）公衆衛生部局と協議した上で、原則として、異常家きん及びこれと同一の農場から出荷された家きんのと殺を中止すること。

（２）畜産関係車両の入場を禁止すること。また、出場する畜産関係車両については、消毒を徹底するとともに、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜でないと判定されるまでの間は、当該車両が農場等に出入りしないよう指導すること。

（３）従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。

（４）従業員等は、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜でないと判明するまでの間は、農場等に立ち入らないこと。

（５）異常家きんの出荷農場を直ちに特定し、1の（１）から（４）までの指導を行うこと。

（６）異常家きんの出荷に使用された車両を特定し、当該車両の消毒を徹底するとともに、原則として、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜でないと判定されるまでの間は、当該車両が農場等に出入りしないよう指導すること。

【留意事項⑪】 死亡の理由が高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によることが明らかの場合について

次に例示する場合などについては、死亡の理由が高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によることが明らかな場合として差し支えないものとする。ただし、都道府県は当該農場に対し、家きんに更なる異常が認められた場合には通報するよう指導するなど、引き続き当該農場における異状の把握に努めること。

(例1) 家きんの飼養羽数が少ない(概ね100羽未満)ため、過去21日間の平均死亡羽数が0羽であるにもかかわらず、1羽が死亡したことにより、その日の死亡率が過去21日間の平均の2倍を超えてしまう場合であって、同居家きんにチアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザを疑う症状が認められない場合

(例2) ひな(21日齢以下のものをいう。以下同じ。)の死亡により、同一の家きん舎内における1日の家きんの死亡率が過去21日間の平均の2倍以上になっている場合であって、当該家きん舎内におけるひなの死亡羽数を当該死亡ひなの確認時において同一管理下にあるひなの群の飼養羽数で除して得られる死亡率が、当該家きん舎内における平均的なひなの死亡率(あらかじめ当該農場の所在する都道府県の家畜防疫員と協議して定めたものに限る。)の2倍未満であり、かつ、当該家きん舎内における21日齢を超える家きんの死亡率が、過去21日間の平均の2倍未満の場合

(例3) 当該農場の所在する都道府県の家畜防疫員と協議して定めた誘導換羽期間中において当該誘導換羽の対象となっている家きん(以下「換羽家きん」という。)の死亡により、同一の家きん舎内における1日の家きんの死亡率が過去21日間の平均の2倍以上になっている場合であって、当該家きん舎内における換羽家きんの死亡羽数を当該死亡家きんの確認時において同一管理下にある換羽家きんの群の飼養羽数で除して得られる死亡率が、当該家きん舎内における平均的な換羽家きんの死亡率(あらかじめ当該農場の所在する都道府県の家畜防疫員と協議して定めたものに限る。)の2倍未満であり、かつ、当該家きん舎内における換羽家きん以外の家きんの死亡率が、過去21日間の平均の2倍未満の場合

2 農場での検査等

- (1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して家きん舎に入り、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況を確認するとともに、異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、生きた家きん）のそれぞれ複数羽（死亡家きんについては5羽以上（5羽に満たない場合は全羽））を対象とした簡易検査を行う。

【留意事項⑫】 簡易検査の実施について

農場で簡易検査を実施する場合、死亡家きんの検査を優先して実施し、当該検査結果が陽性となった場合には、迅速な初動対応のために、その後の生きた家きん等の検査を行う前に、直ちに都道府県畜産主務課に報告すること。

また、簡易検査の検体については、原則として、1羽につき気管スワブ及びクロアカスワブのそれぞれを1検体として実施すること。

- (2) 家畜防疫員は、簡易検査が終了し次第、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況並びに簡易検査の結果を都道府県畜産主務課に電話で報告する。

- (3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による検査の結果、次のいずれかを確認した場合には、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況並びに簡易検査の結果の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

- ① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
- ② 簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が検出された場合
- ③ 民間獣医師等が行った簡易検査や血清抗体検査により陽性となったことが確認できた場合

3 農場における措置

(1) 都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、当該農場の家きんの所有者に対して、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

- ① 気管スワブ、クロアカスワブ、血液及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。
- ② 法第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。
 - ア 生きた家きん
 - イ 家きん卵（ただし、GPセンター（液卵加工場を含む。以下同じ。）等で既に処理されたものを除く。）
 - ウ 家きんの死体
 - エ 家きんの排せつ物等
 - オ 敷料、飼料、家きん飼養器具
- ③ 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
- ④ 当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

(2) 都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する過去21日間（⑤を除く。）における次の情報を動物衛生課に提出する。

- ① 家きんの移出入
- ② 当該農場に出入りした次の人及び車両の移動範囲
 - ア 家きんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員及びキャッチャー（鶏を出荷用のカゴ等に入れる作業員）等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者
 - イ 家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域内に立ち入る車両
- ③ 堆肥の出荷先
- ④ 種卵の出荷先
- ⑤ 検査のスケジュール

【留意事項⑬】 動物衛生課への報告

防疫指針第4の2の(3)の報告については様式4-1により、第4の3の(2)の疫学情報の提出は様式4-2により行う。

4 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、速やかに（遅くとも遺伝子検査の結果が出る前まで）、動物衛生課に報告する。

- (1) 当該農場における家きん舎等の配置の把握
- (2) 周辺農場における家きんの飼養状況の整理
- (3) 家きんのと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人的支援の要否を含む。）
- (4) 患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する移動式焼却炉の利用の有無を含む。）
- (5) 消毒ポイントの設置場所の検討
- (6) 当該農場の所在する市町村、隣接の都道府県及び関係機関への連絡

【留意事項⑭】 陽性判定時に備えた準備に関する報告

陽性判定時に備えて講じた措置の内容については、それぞれの項目ごとに情報を整理し、速やかに動物衛生課にファクシミリ又は電子メールにより報告すること。特に、他機関との調整を要する、国や他都道府県等からの人員や資材の支援に関する事項については、判明次第直ちに報告すること。

5 都道府県による家畜保健衛生所での検査

(1) 都道府県は、家畜保健衛生所で次の検査を行う。

- ① H5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査（PCR検査及びリアルタイムPCR検査をいう。以下「遺伝子検査」という。）
- ② 寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査
- ③ ウイルス分離検査

(2) 都道府県は、次のいずれかに該当する場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、分離されたウイルス又は遺伝子検体を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に送付する。

- ① ウイルス分離検査の結果、赤血球凝集能があるウイルス（赤血球凝集抑制反応試験（以下「HI試験」という。）により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限る。）が分離された場合
- ② 遺伝子検査の結果、H5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された場合

【留意事項⑮】 病性鑑定時の検査方法等

都道府県（家畜保健衛生所）で実施する病性鑑定時の検査等については、別紙1により行う。

【留意事項⑯】 動物衛生研究所へのウイルスの送付に関する事項

- 1 動物衛生研究所へのウイルスの送付に当たっては、HA価が32倍以上であることを確認する。送付すべき尿膜腔液の量は、動物衛生研究所に確認すること。
- 2 動物衛生研究所へ検査を依頼する際は様式5により行う。

6 都道府県が実施するモニタリングで発見された場合の対応

(1) ウイルスが分離された場合

都道府県は、第3の1の定点モニタリングにおいて、インフルエンザウイルスである疑いのあるウイルス（HI試験により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限る。）が分離された場合には、直ちに次の措置を講ずる。

- ① 動物衛生課とあらかじめ協議した上で、分離されたウイルスを動物衛生研究所に送付する。
- ② 分離されたウイルスについて、遺伝子検査を行う。

- ③ 家畜防疫員を現地に派遣し、当該農場における死亡羽数の推移並びに死亡家さん及び異常家さんの状況を確認する。
- ④ 3の（１）の②から④まで及び3の（２）の措置を講ずる。

（２）ウイルスが分離されずに血清抗体検査のみが陽性となった場合

- ① 都道府県は、第3の1の定点モニタリング又は第3の2の強化モニタリングにおいて、ウイルスが分離されずにA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認された場合には、動物衛生課に連絡の上、直ちに家畜防疫員を現地に派遣し、2の（１）及び5の（１）の検査を行う。
- ② ①の検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、H5又はH7亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清を動物衛生研究所に送付する。

7 その他

2から5までの措置は、家さんの所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家さんが発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、食鳥処理場から高病原性鳥インフルエンザを疑う旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該食鳥処理場及び出荷農場に派遣し、食鳥処理場においては2に準じた措置を、出荷農場においては3に準じた措置を講じる。なお、異常家さんが当該食鳥処理場の所在する都道府県外の農場から出荷された家さんであることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県畜産主務課にその旨を連絡し、連絡を受けた都道府県は直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、3に準じた措置を講じる。

第5 病性等の判定

1 病性の判定方法

農林水産省は、次の（１）及び（２）により病性を判定する。

（１）異常家さんの届出があった場合

- ① 死亡率の推移、都道府県が行う臨床検査、簡易検査及び遺伝子検査の結果により判定する。なお、異常家さんが発生農場と疫学的関連のある農場（患畜又は疑似患畜が確認された農場と同一の飼料運搬車両が出入りしている農場等）で飼養されている場合には、遺伝子検査の結果によらず、簡易検査の結果により判定することができる。
- ② ①により病性が判定されなかった場合には、都道府県が行うウイルス分離検査及び動物衛生研究所が行うウイルスのHA亜型を特定する検査（以下「ウイルス亜型特定検査」という。）の結果に基づき判定する。
- ③ ②により病性が判定されなかった場合には、②により分離されたウイルスについて動物衛生研究所が行う病原性判定試験（鶏への接種試験又はHA領域の遺伝子解析をいう。以下同じ。）の結果に基づき判定する。

（２）モニタリング検査で発見された場合など、臨床的異常所見を伴わず検査結果が陽性となった場合

- ① インフルエンザウイルスが分離された場合には、都道府県が行う遺伝子検査並びに動物衛生研究所が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。
- ② 血清抗体検査のみが陽性となった場合には、都道府県が速やかに実施する再検査（臨床検査、遺伝子検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査）を踏まえ、次のとおり判定する。
 - ア 再検査の結果、臨床症状が確認された場合には、（１）により判定する。
 - イ 再検査の結果、臨床症状が確認されなかった場合には、都道府県が行う遺伝子検査の結果に基づき判定する。
 - ウ イにより病性が判定されない場合には、都道府県が行うウイルス分離検査並びに動物衛生研究所が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。
 - エ ウによりウイルスが分離されず、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生研究所が行う抗体のHA亜型を判別する検査（H

Ⅰ試験)の結果に基づき、第15の農場監視プログラムの適用を判断する。

2 患畜及び疑似患畜

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

農林水産省は、1の病性判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

① 患畜

ア 分離されたウイルスが病原性判定試験により病原性が高いと判断される家きん

イ 遺伝子検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、かつ、HA領域の遺伝子解析により高病原性と判断される配列が検出された家きん

② 疑似患畜

ア 患畜が確認された農場で飼養されている家きん

イ 死亡、チアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認された農場において飼養されており、かつ、次のいずれかに該当する家きん

(ア) 患畜又は疑似患畜(イ((ア)を除く。)に掲げる家きんに限る。)が確認された農場と疫学的関連のある農場で飼養されており、簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が検出された家きん

(イ) 遺伝子検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された家きん

(ウ) 分離されたウイルスについて、遺伝子検査によりH5若しくはH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はHI試験によりH5若しくはH7亜型であることが確認された家きん

(エ) 血清抗体検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きん

ウ イに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん

エ 患畜又は疑似患畜(イに掲げる家きんに限る。)が確認された農場

で患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）であると判定された日（発症していた日が推定できる場合には、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って7日目の日から現在までの間に家さんの飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きん

オ 疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん

カ 疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん

【留意事項⑰】簡易検査の結果に基づき疑似患畜と判定された場合の対応について

②のイの（ア）に基づき判定された疑似患畜が確認された農場と疫学的関連がある農場において、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認され、当該農場の飼養家きんの簡易検査でA型インフルエンザウイルスの抗原が確認された場合、当該家きんは②のイの（ア）に基づき判定された疑似患畜とみなす。

（２）低病原性鳥インフルエンザ

農林水産省は、１の病性判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家きんを低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定する。ただし、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定されるものを除く。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

① 患畜

分離されたウイルスがH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスであって、病原性判定試験により病原性が低いと判断される家きん

② 疑似患畜

ア 患畜が確認された農場で飼養されている家きん

- イ 血清抗体検査によりA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場において、採材した検体についての遺伝子検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な遺伝子が検出された家きん
- ウ 分離されたウイルスについて、遺伝子検査によりH5若しくはH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はHI試験によりH5若しくはH7亜型であると確認された家きん
- エ 血清抗体検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場で飼養されており、抗体の陽転又は抗体価の上昇が確認された家きん
- オ イからエまでに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん
- カ 患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）が確認された農場で患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）であると判定された日から遡って7日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携わった者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家きん
- キ 疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）の病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん
- ク 疫学調査の結果等により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん

3 農場監視プログラムの対象家きん

ウイルスが分離されずに、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が検出された家きんを飼養する農場については、第15の農場監視プログラムを適用する。

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、第5の2により家さんが患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場（高病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第5の2の（1）の②のイに掲げる家さんに限る。）又は低病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第5の2の（2）の②のイからエまでに掲げる家さんに限る。）が確認された農場をいう。以下同じ。）の所在地について、電話、ファクシミリ等により連絡する。

- ① 当該家さんの所有者
- ② 当該都道府県内の市町村
- ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他関係団体
- ④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関
- ⑤ 近隣の都道府県

(2) (1) の場合、都道府県は、当該農場から半径3キロメートル以内の農場及びその他都道府県が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の住所についても情報提供する。

(3) (2) により発生農場の情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

(4) 都道府県は、家さんが患畜又は疑似患畜でないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該家さんの所有者及び第4の4の（6）に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該家さんの所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜であると判定した後、速やかに、農林

水産大臣を本部長とする農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動対応を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

（２）農林水産省は、動物衛生研究所、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

- ① （１）の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
- ② （１）の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
- ③ と殺及び埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム
- ④ 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会（以下「小委」という。）に設置する疫学調査チーム

（３）都道府県は、（１）の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県鳥インフルエンザ防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

（４）都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。

（５）農林水産省から派遣された（２）の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、農林水産省対策本部の決定した防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。

（６）都道府県対策本部は、防疫措置を円滑に実行するため、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体、近隣の都道府県等との連絡体制を構築する。

(7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。

(8) 農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を開催する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

【留意事項⑩】 都道府県対策本部

1 都道府県対策本部の設置

都道府県は、2に掲げる組織構成を考慮して都道府県対策本部を設置することとし、防疫措置の円滑な実施及び国や周辺都道府県との連絡調整を図る。なお、必要に応じて、発生農場等における防疫措置を円滑に行うため、発生農場の近くの家畜保健衛生所等に現地対策本部を設置する。

2 組織構成

都道府県知事を本部長とし、関係部局の協力を得た上で、本部長の下に次の各班の機能を有した組織構成とし、防疫の円滑な推進を図る。

- ・総務班：防疫指針に基づく具体的な防疫方針の策定、予算の編成及び執行、情勢分析、農林水産省、その他の関係機関との連絡調整（発生農場、現地対策本部及び畜産主務課の間等の連絡調整も含む）及び庁内連絡会議の開催を行う。
- ・情報班：発生状況及び防疫対応状況等の収集、広報資料の作成、広報連絡及び問合せの対応を行う。
- ・病性鑑定班：異常家きんの届出に対する立入調査、病性鑑定のための検体の採取、同検体の受入れ及び送付並びに病性鑑定を行う。
- ・防疫指導班：発生農場を調査し、防疫措置の企画及び指導に関し総務班に助言する。
- ・防疫支援班：焼却、埋却、消毒等防疫用の資材・機材の調達及び配布、防疫要員の動員並びに関連業務の調整を行う。
- ・防疫対応班：立入制限、殺処分、農場消毒等の防疫措置及び制限区域内農場等の検査等の対応を行う。

- ・評価班：発生農場及び周辺農場における手当金の交付のための家畜や物品の評価等を行う。
- ・記録班：発症家さんの畜舎内等における位置（場所）及び羽数等の情報の記録、発症家さんの写真撮影並びに防疫作業の写真撮影等を行う。
- ・疫学調査班：まん延防止のため、発生農場における家さん、人、物及び車両の出入りに関する疫学情報を収集し、疫学関連家さん等の特定のための調査を実施する。。
- ・原因究明班：感染経路究明のための必要な情報の収集及び整理並びに国の疫学調査チームと連携した現地調査を実施する。
- ・庶務班：所要経費の確保及び手当金等の支出に関する事務を行う。
- ・保健班：公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市の部局も含める。）と連携の下、防疫措置従事者及び家さんの所有者の健康確認や保健上の問題（精神保健上の問題を含む）へ対応する。

3 報道機関への公表等

- （１）農林水産省は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定したときには、その内容や今後の防疫方針について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。
- （２）（１）による公表は原則として、農林水産省及び都道府県が同時に行う。
- （３）（１）による公表に当たっては、人及び車両を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までにとどめ、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
- （４）（１）による公表に当たっては、我が国ではこれまで家さん肉・家さん卵を食べることにより人に感染した例は報告されていないこと等について正確な情報提供を行う。

(5) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。

(6) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。

- ① プライバシーの保護に十分に配慮すること。
- ② 発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

【留意事項⑱】 報道機関への公表

病性決定時の公表は、様式6により行う。

【留意事項⑳】 報道機関への協力について

都道府県対策本部の情報班や記録班が中心となって、報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像を提供すること等により、防疫指針第6の3の(6)の事項について協力を求めること。

4 防疫措置に必要な人員の確保

(1) 都道府県は、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関及び関係団体の協力を得て、必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

(2) 当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省又は独立行政法人等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。

【留意事項㉑】 防疫措置に必要な人員の確保に関する事項

- 1 本病の発生が確認された時点で、速やかに防疫措置を開始することができるよう、都道府県は、あらかじめ必要な人員の所在を把握し、必要に応じて集合を命ずる。

- 2 防疫措置従事者の確保に当たっては、あらかじめ作業に従事させようとする者の家きんの飼養の有無を確認し、家きんを飼養している場合には、直接防疫業務に当たらせないようにする。
- 3 都道府県は、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合には、必要な人員、期間、作業内容等について、動物衛生課と協議する。
動物衛生課は、各都道府県と調整し、具体的な派遣スケジュールを作成する。
- 4 都道府県は、自衛隊の派遣について農林水産省との協議が整った場合には、発生状況、派遣期間、活動区域、活動内容等について現地の自衛隊災害担当窓口と十分に調整した上で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定に基づく災害派遣要請を行う。

第7 発生農場等における防疫措置

1 と殺（法第16条）

- （1）家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。
- （2）発生農場への出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。
- （3）患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後24時間以内にと殺を完了する。
- （4）と殺は、原則として家きん舎内で行う。やむを得ず家きん舎外でと殺する場合には、ケージ等を用意し、ウイルスの拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。
- （5）と殺は、動物福祉に配慮しつつ、二酸化炭素ガス、泡殺鳥機等により行う。また、臨床症状が確認されている家きん舎を優先して行う。
- （6）と殺に当たっては、防疫措置従事者の感染防止、健康管理及び安全確保に留意するとともに、家きんの所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。

【留意事項②】 発生農場における防疫措置の実施に関する事項

- 1 都道府県は、事前に現地調査を行い、農場の建物の配置等を考慮して、テントの設営場所、資材置場等について検討するとともに、総括責任者、各作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にする。
- 2 家畜防疫員は、家きんの所有者に対し、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の3の規定により行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てをすることができないことについて、遺漏なく説明する。

- 3 現地の総括責任者は、鳥種別のと殺予定羽数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ都道府県対策本部に確認し、その指示を受けるものとする。

【留意事項⑳】 防疫措置従事者に関する事項

防疫措置従事者が防疫措置を実施するに当たっては、次の事項に留意する。

- 1 入場時には、防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まないこと。
- 2 退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した作業着等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいを行うこと。また、場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒した後持ち帰ること。
- 3 都道府県対策本部は、現地での着替えや靴の履き替えを円滑に行えるよう、農場の出入口に仮設テントを設置する等の配慮を行うこと。その際、作業の前後で作業者の動線が交差しないようにすること。
- 4 帰庁（宅）後、移動に利用した車両の消毒及び着用していた全ての衣服の洗濯を行うとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- 5 防疫作業に従事した日から7日間は発生農場以外の鳥類に接触しないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時等のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、7日間を3日間にまで短縮できることとする。
- 6 都道府県対策本部は、防疫措置前後に防疫作業者の健康状態を確認するなど、公衆衛生部局（保健所設置市の場合は、当該市の部局も含める。）と連携して、防疫措置従事者の心身の健康維持に努めること。

【留意事項㉑】 と殺指示書の交付

と殺指示書は、様式7により作成する。

2 死体の処理（法第21条）

- （1）患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後72時間以内に焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、

日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。)において埋却する。

(2) やむを得ず、焼却又は埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

- ① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ② 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ③ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ⑤ 死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。
- ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録し、保管する。

【留意事項⑳】 死体を処理する場所までの家畜防疫員等の同行について

死体を処理する場所まで同行する者については、家畜防疫員その他、家畜防疫員の指示を受けた都道府県職員等でも可能とする。

(3) 焼却又は埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、化製処理を行う。この化製処理を行うための死体の移動に当たっては(2)の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、(2)に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として(1)の場所に行う。

(4) 焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

- ① 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
- ② 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ③ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、処理施設の出入

口から死体投入場所までの経路を消毒する。

- ④ 焼却又は化製処理が完了し、設備及び資材の消毒が終了するまで、家畜防疫員が立ち会う。

(5) 焼却、埋却又は化製処理が困難な場合には、発酵による消毒を行う。

【留意事項②⑥】 患畜等の死体の発酵による消毒の方法（例）

防疫指針第7の2の（5）の発酵による消毒は、以下の基準に基づき病原体の拡散防止に万全を期しつつ実施する。

- 1 敷料等を15～25cmの厚さ、4mの幅、処理する鶏の羽数により適切な長さ（1,000羽で1mを目安とする。）で敷く。
- 2 死体を周辺から30cm程度内側に、20cmから25cmの厚さに載せる。
- 3 死体の上に羽根が十分にぬれるまで水をかける。
- 4 死体を覆うように、おがくず、もみがら、敷料等を15cmの厚さに載せる。
- 5 死体が数層に重なるまで、1から4までの操作を同様に行う。
- 6 病原体に汚染されていないおがくず、わら等を20cmの厚さに載せ、最上部に消石灰を散布する。屋外の場合には、防水性で通気性のある特殊ビニールシート等で覆う。
- 7 温度計を挿し、内部の温度を毎日チェックする（通常、1週間以内に57℃から63℃になる。）。通常、7日から10日後には、温度は46℃から52℃に低下するので、必要に応じて攪拌し、通気を良くする。
- 8 死体が表面に出ないように、新たに、病原体に汚染されていないおがくず又はわらを載せる。
- 9 攪拌して3週間から4週間で発酵による消毒は完了する。
- 10 攪拌しない場合には、少なくとも3か月間静置する。

【留意事項②⑦】 24時間以内のと殺の完了と72時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速な殺処分とその死体の処理が重要であることから、24時間及び72時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫作業に特段の支障が生じない環

境下の農場において、肉用鶏平飼いで5～10万羽の飼養規模を、採卵鶏ケージ飼いで3～6万羽の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、家さん舎の構造、気象条件等の状況により要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に応じた防疫措置の遂行に努めることが重要である。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めること。

【留意事項⑳】死体の処理の完了について

患畜又は疑似患畜の死体の処理については、

- ① 焼却のため死体を農場から移動させる際に密閉容器を用いる場合、農場内の全ての死体を密閉容器に入れ終えた時点で、
 - ② 発酵による消毒を実施する場合、病原体の拡散防止に万全を期した発酵処理を開始するための封じ込め措置が完了した時点で、
- 動物衛生課と協議の上、死体の処理が完了したとみなすことができる。

3 汚染物品の処理（法第23条）

（1）発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家さんが接近しない場所に限る。）において埋却する。焼却又は埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、化製処理又は消毒を行う。

- ① 家さん卵（ただし、病性等判定日から遡って7日目の日より前に採取され区分管理されていたもの、GPセンター等で既に処理されたもの及び種卵を除く。）
- ② 種卵（ただし、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- ③ 排せつ物
- ④ 敷料
- ⑤ 飼料

⑥ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

(2) やむを得ず汚染物品を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。

- ① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ② 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ③ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ⑤ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録し、保管する。

(3) 焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて実施する。

- ① 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
- ② 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ③ 汚染物品の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、処理施設の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

【留意事項⑳】 汚染物品の処理について

汚染物品の処理については、

- ① 焼却のため汚染物品を農場から移動させる際に密閉容器を用いる場合、農場内の全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点で、
 - ② 発酵による消毒を実施する場合、病原体の拡散防止に万全を期した消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点で、
- 動物衛生課と協議の上、汚染物品の処理が完了したとみなすことができる。

また、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間は、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止する。ただし、家畜防疫員等の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合には、この限りでない。

4 家きん舎等の消毒（法第25条）

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した家きん舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液、高温蒸気等を用いて行う。

【留意事項③〇】食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫措置について

食鳥処理場において異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定された場合、当該処理場において防疫指針第7の1から4に準じた防疫措置を講じることとする。

なお、防疫指針第7の4に準じる処理場における消毒については、原則として、家畜衛生部局は処理場内の生きた家きんが扱われる場所を、公衆衛生部局はそれ以外の処理施設内を中心とし、両部局が連携して実施し、家きん排せつ物や羽毛等が十分に除去されるよう洗浄をした上で、1回以上の消毒をもって消毒の完了とすることができる。

5 家きんの評価

（1）家きんの評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該家きんが患畜又は疑似患畜であることは、考慮しない。

（2）評価額の算出は、原則として、当該家きんの導入価格に、導入日から患

畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに産卵供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。

（３）家きんの所有者等は、と殺に先立ち、家きんの評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる代表的な個体について、体格が分かるように写真を撮影する。

（４）農林水産省は、都道府県において家きんの評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

【留意事項③】 家きんの評価額の算定方法

家きんの評価額の算定方法は、原則として別紙２により行う。

第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

- 1 都道府県又は市町村は、動物衛生課と協議の上、本病の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。
- 2 法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。
- 3 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第5条の規定に基づき行う通行の制限又は遮断の手続、掲示等の方法については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1 制限区域の設定

（1）高病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

ア 都道府県は、第5の2により家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3キロメートル以内の区域について、家きん等（4に掲げるものをいう。②及び5の（9）において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても高病原性鳥インフルエンザである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

イ 都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、かつ、第4の3の（2）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径10キロメートル以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、10キロメートルを超えて設定する。

② 搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径10キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から10キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

③ 食鳥処理場で発生した場合

都道府県は、食鳥処理場に所在する家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

ア 原則として、当該食鳥処理場を中心とした半径1キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ 当該家きんの出荷元の農場を中心として、①及び②と同様に移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

（２）低病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

ア 都道府県は、第５の２により家きんが低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径１キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ 都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、かつ、第４の３の（２）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径５キロメートル以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、５キロメートルを超えて設定する。

② 搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径５キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について、搬出制限区域として設定する。

なお、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から５キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

（３）制限区域の設定方法

① 移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

② 移動制限区域又は搬出制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。

③ 制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

ア 制限区域内の家きんの所有者、市町村及び関係機関への通知

イ 報道機関への公表等を通じた広報

ウ 主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域それぞれとの境界地点での標示

(4) 家きんの所有者への連絡

都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家きんの所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

(5) 制限区域内の農場への指導

都道府県は、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜が確認された場合には、制限区域内の全ての家きんの所有者を対象に、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、次の①から③までに掲げる異状を確認した場合にあっては、直ちに、その旨を報告するよう求める。また、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数を移動又は搬出制限の解除日まで報告するよう求める。

- ① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
- ② 家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染家きんが呈する症状を確認した場合
- ③ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）又はまとまってうずくまっていることを確認した場合

【留意事項③】 移動制限区域内での指導事項

家畜防疫員は、移動制限区域内において、防疫指針第9の1の（5）に定めるもののほか、次に掲げる者に対し、それぞれ次に定める事項について関係者への指導を行う。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

1 家きんの所有者

- （1）家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること。
- （2）農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。
- （3）家きん舎の出入口、家きん舎周辺及び家きん衛生管理区域外縁部については、消石灰等を用いて消毒すること。
- （4）家きん舎内については、高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルスに効果のある消毒薬を用いて消毒すること。

2 獣医師等の畜産関係者

- （1）携行する器具及び薬品は、最小限とすること。
- （2）農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- （3）消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること。
- （4）車両の農場の敷地内への乗入れを自粛すること。
- （5）移動経路を記録し、保存すること。

3 飼料輸送業者・集卵業者

- （1）農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- （2）感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- （3）複数の農場を連続して配送又は集卵を行わないこと。
- （4）配送経路を記録し、保存すること。

4 家きん取扱業者・廃鶏取扱業者

- （1）農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- （2）感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- （3）複数の農場を連続して配送又は集荷を行わないこと。
- （4）配送経路を記録し、保存すること。

5 死亡鳥取扱業者

- (1) 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- (3) 原則として、農場の出入口で受渡しを行うこと。
- (4) 配送経路を記録し、保存すること。

6 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設

車両の消毒を徹底すること。

2 制限区域の変更

(1) 制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

(2) 制限区域の縮小

1の(1)の①のア又は(2)の①のアの区域を超えて移動制限区域の設定又は拡大を行った場合であって、発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を高病原性鳥インフルエンザの場合は半径3キロメートルまで、低病原性鳥インフルエンザの場合は半径1キロメートルまで縮小することができる。その際、高病原性鳥インフルエンザの場合は、発生農場を中心とした半径10キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域を、低病原性鳥インフルエンザの場合は、発生農場を中心とした半径5キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域をそれぞれ搬出制限区域として設定する。

3 制限区域の解除

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

ア 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に

基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく家きん舎等の消毒（１回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施する第12の2の（２）の清浄性確認検査により全て陰性を確認すること。

イ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過していること。

② 搬出制限区域

①のアの清浄性確認検査により全て陰性を確認した場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

（２）低病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

高病原性鳥インフルエンザの場合と同様に、（１）の①の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

② 搬出制限区域

第12の2の（１）の発生状況確認検査において、制限区域内の全ての農場で陰性を確認した場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

- （１）生きた家きん
- （２）家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）
- （３）家きんの死体
- （４）家きんの排せつ物等
- （５）敷料、飼料、家きん飼養器具（農場以外からの移動は除く。）

5 制限の対象外

（１）移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷

- ① 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、第10の4の（１）により事業を再開した移動制限区域内の食鳥処理場に出荷することができる（移動制限区域外の食鳥処理場には出荷できない。）。

- ア 当該農場について、第12の2の（１）の発生状況確認検査により陰性が確認されていること。
- イ 出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検査により陰性と確認された家きんと同一の家きん舎であること。

【留意事項③】家きんの食鳥処理場へのお荷のための遺伝子検査の検体数

出荷する家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあっては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがいない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に気管スワブ及びクロアカスワブを検体として採材する。

② 家きんの移動時には、次の措置を講ずる。

- ア 食鳥処理をする当日に移動させる。
- イ 移動前に、臨床的に農場の家きんに異状がないか確認する。
- ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- エ 荷台は、羽毛等の飛散を防止するために、ネット等で覆う。
- オ 車両は、他の家きんの飼養場所を含む関連施設に進入しない。
- カ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ク 移動経過を記録し、保管する。

（2）移動制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンターへの出荷

臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の家きん卵（種卵を除く。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の第10の4の（2）により事業を再開したGPセンター又は移動制限区域外にあるGPセンターに出荷することができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

【留意事項③】 制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンターを経由しない出荷について

制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンターを経由しない直販所等での販売については、動物衛生課と協議の上、販売前に家きん卵を洗浄・消毒することにより、GPセンターへのお荷とみなすことができる。

（3）移動制限区域内の種卵のふ卵場又は検査等施設（大学、家畜保健衛生所等）への出荷と当該種卵から生まれた初生ひなの出荷

- ① 臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の種卵は、動物衛生課と協議の上、次の要件に該当するふ卵場又は検査等施設に出荷することができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ア 移動制限区域内のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

（ア）第10の4の（3）により事業を再開したこと。

（イ）移動制限区域内の農場から出荷された種卵から生まれた初生ひな（ふ化後72時間以内のひなのことをいう。以下同じ。）を出荷する（出荷先の農場の所在地を問わない。）場合には、次の要件に該当するものであること。

- a 当該初生ひなの種卵の出荷元の農場で高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜が確認されていないこと。
- b ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けており、ロットごとに区分管理されていること。
- c 出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。
 - （a）臨床検査
 - （b）当該ふ卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査

【留意事項③⑤】 家きん卵の出荷のための検査の検体数

- 1 気管スワブ及びクロアカスワブについては、家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあっては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがいない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に、遺伝子検査の検体として採材する。血液については、家きん舎ごとに生きた家きん5羽を対象に、血清抗体検査の検体として採材する。
- 2 本検査の結果のうち、血清抗体検査の結果は発生状況確認検査の結果とみなすことができる。

【留意事項③⑥】 ふ卵場からの初生ひな（ふ化後72時間以内のひなのことをいう。）の出荷のための簡易検査の検体数

- 1 死ごもり卵を中心に25検体を採材すること。
- 2 5検体を1プールとして、5プール検体の検査を実施すること。
- 3 採材に当たっては、異常卵の増加の有無等の臨床検査を確実に行うこと。

イ 移動制限区域外のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

（ア）第10の4の（3）の①の要件のいずれにも該当すること及び第10の4の（3）の②の事項を遵守していることを家畜防疫員が確認したこと。

（イ）アの（イ）に該当すること。

ウ 移動制限区域内又は移動制限区域外の検査等施設で次の要件のいずれにも該当するものであること。

（ア）施設内で移動制限区域内から受け入れた種卵をふ化させないこと。

（イ）施設の管理責任者、施設の所在地、施設における種卵の使用目的及び使用後のウイルスの不活化に適した処理方法が都道府県によって把握されていること。

② ①の種卵から生まれた初生ひなを移動制限区域内のふ卵場から出荷する場合（出荷先の農場の所在地を問わない。）及び移動制限区域内の農場に出荷する場合（出荷元のふ卵場の所在地を問わない。）には、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

オ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となつてゐることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

キ 移動経過を記録し、保管する。

（４）移動制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）の出荷

第10の4の（3）により事業を再開した移動制限区域内のふ卵場の初生ひなであつて移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は移動制限区域外の農場に出荷することができる。

この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

オ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となつてゐることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

キ 移動経過を記録し、保管する。

（５）搬出制限区域内の家きん、家きん卵（種卵を含む。）及び初生ひなの食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場、農場、検査等施設等への出荷

① 家きん

搬出制限区域内の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外（移動制限区域でも搬出制限区域でもない区域）の食鳥処理場に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

② 家きん卵（種卵を含む。）

搬出制限区域内の農場の家きん卵は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外のGPセンター、ふ卵場又は検査等施設（5の（3）の①のウに該当するものに限る。）に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

③ 初生ひな

搬出制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の種卵から生まれたものに限る。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外の農場に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。ただし、移動制限区域内の農場に出荷する場合には、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

ウ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

エ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

オ 移動経過を記録し、保管する。

（6）制限区域外の家きん、家きん卵（種卵を含む。）、初生ひなの食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場、農場、検査等施設等への出荷

① 家きん

制限区域外の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の食鳥処理場に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

② 家さん卵（種卵を含む。）

制限区域外の農場の家さん卵は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内のGPセンター、ふ卵場又は検査等施設（（3）の①のウに該当するものに限る。）に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内へのは、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

③ 初生ひな

制限区域外のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内へのは、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

ウ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

エ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

オ 移動経過を記録し、保管する。

（7）制限区域内の家さんの死体等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家さんに臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家さんの死体、敷料、飼料、排せつ物等について、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等に移動することができる。

② 移動時には、次の措置を講ずる。

ア 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。

- イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - エ 複数の農場を連続して配送しないようにする。
 - オ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
 - カ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となつてゐることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ク 移動経過を記録し、保管する。
- ③ 焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。
- ア 運搬車両から死体等投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
 - イ 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - ウ 焼却又は化製処理において、死体等の投入が完了した後直ちに、焼却施設等の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

【留意事項⑦】 制限の対象外となつてゐることを証明する書類

消毒ポイント等で提示することとなつてゐる、制限の対象外となつてゐる旨を証明する書類は、様式8により作成する。

(8) 制限区域外の家さんの死体の処分のための移動

制限区域外の農場の家さんの死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(7)の③のアからウまでの措置を講ずる。

(9) 制限区域外の家さん等の通過

制限区域外の農場の家さん等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、食鳥処理場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(10) 異状発見時の措置

上記の移動制限の対象外となり、家きん、家きん卵又は初生ひなの移動を行っている農場又はふ卵場に、1の(5)の①から③までのいずれかの異状が認められた場合には、直ちに、家きん、家きん卵及び初生ひなの移動を禁止する。

当該禁止は、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザによる症状でないことが明らかとなるまで、継続する。

第10 家きん集合施設の開催等の制限（法第33条、第34条）

1 移動制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

- （１）食鳥処理場（食肉加工場を除く。）
- （２）GPセンター
- （３）ふ卵場
- （４）品評会等の家きんを集合させる催物

【留意事項③】 移動制限区域内の制限の対象となる業務

- ・食鳥処理場：新たな家きんの受入
- ・GPセンター：新たな食用卵の受入（ただし、家きん舎の集卵ベルトとラインが直結しているようなGPセンターにおける併設家きん舎からの受入については除く。この場合には、併設家きん舎において、防疫指針第9の5の（２）の検査で陰性が確認されるまでは、当該GPセンターからの食用卵の出荷を行わないこと。）
- ・ふ卵場：新たな種卵の受入（ふ卵業務は継続することができるが、ふ化した初生ひなの出荷は移動制限の対象。）

2 搬出制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における品評会等の家きんを集合させる催物の開催を禁止する。

3 汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、汚染物品に該当する種卵が搬入されていることが判明したふ卵場に対し、新たな種卵の受入れの停止、初生ひなの出荷一時停止等の必要な措置を指示する。

また、都道府県は、当該ふ卵場が4の（３）の再開の要件を満たすことを確認し、当該ふ卵場内の汚染物品となる全ての種卵の隔離又は処分が完了した場合、動物衛生課と協議の上、種卵の受入れの停止及び初生ひなの出荷一時停止を解除することができる。

なお、出荷を一時停止している期間において、当該卵場内にある種卵（汚染物品となるものを除く。）から生まれる初生ひなについては、第9の5の（3）の①のアの（イ）のcに準じた出荷時の検査により陰性を確認することで、動物衛生課と協議の上、出荷することができる。

4 制限の対象外

（1）食鳥処理場の再開

① 再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の食鳥処理場は、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。なお、食鳥処理場で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。

ウ 定期的に清掃及び消毒をしていること。

エ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

オ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

② 再開後の遵守事項

再開後には、次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 作業従事者が食鳥処理施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

ウ 家さんの搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。

エ 移動制限区域内の農場から家さんを搬入する場合には、搬入時に食鳥処理場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該家さんを搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。

オ 移動制限区域内の農場から家さんを搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちに食鳥処理をすること。

カ 搬入した家さんについて、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づき、食鳥処理をすることが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分するこ

と。

キ 出荷カゴ等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。

ク 搬入した家きんは、農場ごとに区分管理すること。

ケ 家きん及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

(2) GPセンターの再開

① 再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内のGPセンターは、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 原卵と製品が接触しない構造になっていること。

ウ 野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。

エ 定期的に清掃及び消毒をしていること。

オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

カ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

② 再開後の遵守事項

再開後には、次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

イ 家きん卵の収集は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場には立ち寄らないこと。

ウ GPセンターの関係者が当該GPセンターに立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

エ トレー等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。

オ 搬入した家きん卵は、農場ごとに区分管理すること。

カ 家きん卵の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

(3) ふ卵場の再開

① 再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内のふ卵場は、動物衛生

課と協議の上、事業を再開することができる。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、衛生的に区分された状態で設置され、ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しない構造であること。

ウ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。

エ 定期的に清掃及び消毒をしていること。

オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

カ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

② 再開後の遵守事項

再開後には、次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 第9の5の（3）又は（4）により出荷が認められるまで、初生ひなを出荷しないこと。

イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

ウ ふ卵場の関係者が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

エ ハッチャー等の器具は、使用前後に消毒すること。

オ コンテナ、トレー等は、使用前後に消毒するとともに、害虫、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。

カ ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しないようにすること。

キ 搬入する種卵は、入卵時及びふ卵中に少なくとも1回ホルマリン^{くん}燻蒸等により消毒すること。

ク 初生ひなの出荷は、農場ごとに行うこと。

ケ ふ卵に伴う残存物等（卵殻、発育停止卵、死ごもり卵、綿毛、胎便等）は、焼却又は消毒後廃棄等により、適切に処理すること。

コ 種卵及び初生ひなの搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

（4）都道府県は、（1）から（3）までの規定に基づき事業を再開した施設において、遵守事項が遵守されていないことを確認した場合には、当該施設における事業の実施を再度禁止する。

第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2等）

1 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。

2 具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場からおおむね半径1キロメートルの範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所を選定する。また、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。

（1）道路網の状況

（2）一般車両の通行量

（3）畜産関係車両の通行量

（4）山、河川等による地域の区分

3 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

【留意事項③】 車両消毒等に関する事項

1 消毒ポイントによる消毒

（1）消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案するものとする。

（2）消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込

み方式（動力噴霧器による消毒）により行う。また、防疫措置従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置する。

① 畜産関係車両

車両の消毒は、車体を腐食しにくい逆性石けん液、消石灰等を用いる。また、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒する。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意する。また、運転手の手指の消毒及び靴底消毒を徹底する。

② 一般車両

最低限、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施する。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換するものとする。

2 正確な情報提供・指導

発生県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生県の車両の出入りが制限されるようなことがないよう、正確な情報提供・指導を行う。

第12 ウイルスの浸潤状況の確認

1 疫学調査

(1) 疫学調査の実施方法

都道府県は、第4の3の(2)による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染したおそれのある家きん（以下、「疫学関連家きん」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

(2) 疫学関連家きん

① 高病原性鳥インフルエンザの場合

(1)の調査の結果、次のアからウまでのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32条第1項の規定に基づき移動を禁止する。疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査を行うとともに、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数の報告を求め、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行う。

ア 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜と接触した家きん

イ 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家きん

ウ 第5の2の(1)の②のオ及びカに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

なお、病性等判定日から遡って21日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている家きんについて、疫学関連家きんとする。

② 低病原性鳥インフルエンザの場合

(1)の調査の結果、次のアからウにまでのいずれか該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32条第1項の規定に基づき移動を禁止し、疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査を行い、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経

過した後に、臨床検査及び血清抗体検査を行う。

ア 病性等判定日から遡って8日以上180日以内に患畜と接触した家
きん

イ 病性等判定日から遡って8日以上180日以内に疑似患畜と接触した
家きん

ウ 第5の2の(2)の②のキ及びクに規定する疑似患畜が飼養されて
いた農場で飼養されている家きん

なお、病性等判定日から遡って180日以内に発生農場の衛生管理区
域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の
農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物
又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の
上、当該農場に飼養されている家きんについて、疫学関連家きんとする。

【留意事項④】 疫学調査に関する事項

- 1 都道府県は、家きん、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動
歴、農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問前後の行動歴を含
む。）その他高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフ
ルエンザウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行
う。
- 2 このため、都道府県は、農場所有者（又は管理者）、畜産関連業者そ
の他の関係者に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日
ごろから、農場に出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理する
よう指導すること。
- 3 都道府県畜産主務課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動
物衛生課に連絡の上、当該他の都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を
受けた都道府県の畜産主務課は、発生都道府県と同様に、調査を行う。
- 4 農場等への立入検査及び報告徴求は、法第51条第1項及び第52条第
1項の規定に基づき、実施する。

【留意事項⑤】 疫学関連農場における移動制限について

疫学関連家きんの移動制限については、原則として患畜又は疑似患畜と
接触後14日を経過した後に実施する検査の結果が陰性となった場合、動物

衛生課と協議の上、解除することができる。疫学関連家きん以外の移動制限については、動物衛生課と協議の上、対象物及び制限期間を決める。

【留意事項④】 疫学関連家きんにおける簡易検査及び血清抗体検査の検体数

疫学関連家きんを対象とした簡易検査及び血清抗体検査における検体数については、当該家きんが飼養されている家きん舎ごとに5羽とする。

2 制限区域内の周辺農場の検査

（１）発生状況確認検査

都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める農場（家きんを100羽以上飼養する農場（だちょうにあっては、10羽以上飼養する農場）に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

- ① 高病原性鳥インフルエンザの場合 移動制限区域内の農場
- ② 低病原性鳥インフルエンザの場合 制限区域内の農場

（２）清浄性確認検査

制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、（１）と同様の検査を行う。

【留意事項④】 発生状況確認検査及び清浄性確認検査の方法

- 1 気管スワブ及びクロアカスワブについては、家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあっては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがいない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に、ウイルス分離検査の検体として採材する。血液については、家きん舎ごと

に生きた家きん5羽を対象に、血清抗体検査の検体として採材する。

- 2 都道府県は、1で採材した検体について、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

3 1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

- (1) 農林水産省は、1の(2)の検査で異状又は陽性が確認された場合、都道府県は第4の2に準じた検査を行い、農林水産省は第5の判定を行う。
さらに、2の検査で陽性が確認された場合、農林水産省は第5の判定を行う。
- (2) 農林水産省は、1の調査及び2の検査の結果並びに(1)において行う第5の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。

4 検査員の遵守事項

1の調査及び2の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

- ① 発生農場の防疫措置に従事した日から少なくとも7日を経過していない者は、1の調査及び2の検査において、農場に立ち入らないものとする。
ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、3日まで短縮できるものとする。
- ② 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
- ③ 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- ④ 立ち入った農場の家きんについて1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家きんが患畜及び疑似患畜のいずれにも当たらないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

第13 ワクチン（法第31条）

- 1 現行のワクチンは、本病の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれを生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。また、肉用鶏については、ワクチン接種した場合に、休薬期間に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）上の問題もある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における本病の防疫措置は、早期の発見と患畜又は疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わない。

- 2 農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する（なお、本病については、法上、予防的殺処分は認められていない。）。

- ① 埋却を含む防疫措置の進捗状況
- ② 感染の広がり（疫学関連家さん飼養農場数）
- ③ 環境要因（周辺家さん農場数、家さん飼養密度、山、河川等の有無等の地理的状况）

- 3 農林水産省は、緊急ワクチン接種の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

- ① 実施時期
- ② 実施地域
- ③ 対象家さん
- ④ その他必要な事項（本病の発生の有無を監視するための非接種家さんの設置、移動制限の対象等）

- 4 都道府県は、緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。この際、農林水産省は、必要十分なワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に譲渡し、又は貸し付ける。

【留意事項④】 ワクチン受領書及びワクチン使用報告書

ワクチンの受領は、様式9により行う。また、ワクチンの使用が終了した場合には、様式10により、動物衛生課に報告する。

- 5 農林水産省は、感染予防が可能なワクチンの研究及び開発を強力に進め、その成果が出た場合には、本指針を速やかに見直すものとする。

【留意事項⑤】 ワクチンに関する事項

- 1 ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、原則として、動物検疫所とし、農林水産省は、発生時に都道府県の施設等に移送する。
- 2 ワクチンの接種は、法第31条の規定に基づき実施し、原則として、接種地域の外側から発生農場側に向けて、迅速かつ計画的に実施する。
- 3 ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従うものとする。注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従うものとする。
- 4 未開梱のワクチンについては、動物衛生課及び動物検疫所と調整し返還する。また、開梱又は使用期限切れのワクチンについては、焼却処分するなど適切に処理を行う。

第14 家きんの再導入

第7の4の消毒を行った後、都道府県は、家きんの再導入を予定する農場内の全ての家きん舎を対象に、動物衛生課と協議の上、次の検査を行う。この際、都道府県は、当該農場に対し、再導入後は毎日家きんの臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届出するよう指導を徹底する。

- 1 家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査
- 2 清浄性確認のため導入した家きん（以下「モニター家きん」という。）の臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査

【留意事項④⑥】家きんの再導入に関する事項

- 1 再導入予定農場の立入検査は、家畜防疫員が行う。
- 2 確認する内容は、次のとおりとする。
 - （1）農場内の消毒を、と殺終了後1週間間隔で3回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。
 - （2）農場内の飼料、家きん排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していること。
- 3 家畜防疫員等は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、家きん舎ごとの導入羽数を少数とし、その後は段階的な導入に努めるよう指導する。
- 4 家きんの再導入に当たっては、都道府県は、万一の発生に備え、迅速にと殺を行える体制を維持するとともに、家きんの所有者による埋却地の確保が十分でない場合には、あらかじめ市町村と協議を行い、地域ごとに十分な焼却施設又は埋却予定地を確保しておくものとする。

【留意事項④⑦】モニター家きんの検査について

防疫指針第14の1の検査の結果が全て陰性であることを確認した後に、防疫指針第14の2の検査を以下のとおり実施する。

- （1）1家きん舎あたりモニター家きんを、原則として、30羽以上配置する。この際、家きん舎内での偏りが無いよう、動物衛生課と協議の上、配置する。
- （2）都道府県は、モニター家きんを導入した日から14日後に、全ての家きん舎に立ち入り、モニター家きんを対象とした臨床検査、ウイルス

分離検査及び血清抗体検査を実施する。

なお、（２）の検査の結果が仮に陽性となったとしても、本病の発生として扱わない。検査の結果が陽性と判明した場合には、直ちに農場内のモニター家きんの全羽を殺処分し、農場内の洗浄、消毒を再び実施し、１の検査から再度実施する。

第15 農場監視プログラム

1 農場監視プログラムの適用

- (1) 患畜又は疑似患畜とは判定されなかったものの、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が確認された家きんを飼養する農場については、次の2から5までに掲げる措置（以下「農場監視プログラム」という。）を適用する。
- (2) 農場監視プログラムは、農場監視プログラムの適用開始時において飼養されている全ての家きんが処理された場合又は4の(2)に掲げる検査の結果で陰性が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、適用を終了する。
- (3) なお、都道府県知事は、適用農場（農場監視プログラムが適用された農場をいう。以下同じ。）において第9の1の(5)の①から③までに掲げる異状を確認した場合には、直ちに報告を行うよう家きんの所有者に求める。
- (4) 都道府県は、4の(2)のウイルス分離検査においてインフルエンザウイルスが分離された場合には、分離されたウイルスについて、遺伝子検査を行うとともに、動物衛生課と協議の上、動物衛生研究所に送付する。

2 移動制限

- (1) 適用農場においては、法第32条の規定に基づき、次に掲げるものの移動を禁止する。
- ① 生きた家きん
 - ② 家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）
 - ③ 家きんの死体
 - ④ 家きんの排せつ物等
 - ⑤ 敷料、飼料、家きん飼養器具（農場以外からの移動は除く。）
- (2) 制限の対象外
- ① 敷料等の移動
- 敷料、飼料、排せつ物、家きんの死体等は、動物衛生課と協議の上、

これらを焼却し、埋却し、又は消毒することを目的に処理施設等に移動することができる。この場合、移動時に第9の5の（7）の②のアからクまでの措置を講ずる。

② 家きん卵（種卵を含む。）の出荷

家きん卵（種卵を含む。）は、動物衛生課と協議の上、第9の5の（6）の②に準じて、GPセンター、ふ卵場及び検査等施設に出荷することができる。なお、ふ卵場に出荷する種卵については、次の要件のいずれにも該当すること。

ア ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けた上で、区分管理されること

イ 当該ロットの種卵から生まれた初生ひなを出荷する際、死ごもり卵や死亡初生ひなを対象に簡易検査を行うこと

③ 家きんの出荷

モニター家きんを対象とする4の（2）の検査により全て陰性を確認している場合には、家きんを食鳥処理場に直接搬入することができる。この場合、移動時に第9の5の（1）の②のアからクまでの措置を講ずる。

3 周辺農場の検査

適用農場を中心とした半径5キロメートル以内の区域にある農場について、1の（1）の抗体の確認後、原則として24時間以内に、遺伝子検査及び血清抗体検査を行う。

4 清浄性の確認のための検査

（1）適用農場においては、家畜防疫員が標識を付したモニター家きんを、全ての家きん舎を対象に、1家きん舎当たり30羽以上配置する。この際、家きん舎内での偏りが無いよう配置する。

（2）都道府県は、モニター家きんを配置した日から14日後及び28日後に、適用農場における全ての家きん舎に立ち入り、モニター家きんを対象とした臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

【留意事項④】 農場監視プログラムにおけるモニター家きん検査開始前の検査

都道府県は、最初のモニター家きんの検査が実施されるまでに、飼養家きんの臨床検査を実施するとともに、1家きん舎当たり30羽以上を対象にウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

5 家きんの再導入

適用農場において飼養されている全ての家きんが処理された場合における家きんの再導入は、次の要件のいずれにも該当している場合に行うことができる。

(1) 適用農場の全ての家きん舎において、モニター家きんを対象とする4の(2)の検査により全て陰性を確認していること。

(2) 再導入しようとする家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査を行い、陰性を確認すること。

6 疫学調査

(1) 調査の実施方法

都道府県は、農場監視プログラムの適用の開始後、1の(1)の抗体の確認日から少なくとも180日間遡った期間を対象として、適用農場における家きん、人（獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等）の出入りに関する疫学情報を収集する。

(2) 検査

都道府県は、(1)の調査の結果、適用農場と疫学的関連があると確認された農場を対象に、家きんの臨床検査を行うとともに、1家きん舎当たり10羽以上を対象にウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

第16 発生の原因究明

- 1 農林水産省及び都道府県は、本病の発生の確認後直ちに、発生農場における、家きん、人（家きんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等）の出入り、飲用水及び飼料の給与状況、関係者の渡航履歴、物品の移動、野鳥の飛来状況、野生動物の確認状況、気象条件等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生研究所等の関係機関と連携して実施する。
- 2 小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な助言及び指導を行うとともに、調査の結果を踏まえ、原因の分析及び取りまとめを行う。
- 3 都道府県は、感染経路の究明のため、発生農場における患畜又は疑似患畜のと殺時まで、発症家きんの病変部位、発症家きんがいる場所等を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家きんを含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。

【留意事項④】 疫学調査に関する実施項目

本病の感染経路をあらゆる面から検証するため、以下を参考に、関係者からの聴き取り調査等を実施することにより疫学情報の収集を行う。なお、感染経路の究明のために行う検体の採取にあたっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況や発生状況に応じて、動物衛生課と協議して決定する。

1 調査対象

- （1）発生農場
- （2）発生農場と疫学関連のある畜産関係施設（種鶏場、ふ卵場、GPセンター、食鳥処理場、農場、飼料工場、飼料販売先、農協等）
- （3）発生農場周辺の水きん類の飛来している池等

2 調査事項

- （1）河川、池、湖沼、ダム、山、湿地、道路、田畑、野鳥飛来地などの状況及び農場との位置関係

- (2) 気温、湿度、天候、風量・風向など
- (3) 飼料運搬車両、集卵車両、機器搬入車両などの車両や運搬物資の動き
- (4) 農場所有者（又は管理者）及び従業員、管理獣医師、薬品業者、農協職員、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野鳥等との接触の有無を含む。）
- (5) 野鳥、ねずみ、いたち等の野生動物、はえ、ごきぶり等の衛生害虫の分布、侵入及び接触機会の有無
- (6) 家きん舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策、給餌方法、給水方法（給与水の消毒を含む）、機器・設備の他農場との共有の有無など

3 ウイルス分離検査及び抗体保有状況調査

下記のことを、必要に応じて検査を実施する。なお、以下の検査で陽性となった場合については、直ちに動物衛生課に連絡すること。

- (1) 野鳥：猟友会等の協力、捕獲器等により発生地周辺の野鳥を捕獲して採材する。また、発生農場周辺で発見された死亡野鳥についても検査を実施する。
- (2) 野生動物：捕獲器等により発生農場周辺のねずみ、いたち等を捕獲して採材する。
- (3) 豚：発生地を中心とした半径5km周辺の豚飼養農場を抽出し、農場当たり10頭程度の検査を実施する。

【留意事項⑤】疫学調査チームが実施する現地調査について

原則として、全ての発生事例を対象として、患畜又は疑似患畜を確認後、可能な限り早期に、発生農場及びその周辺において、疫学調査に資する現地調査を実施する。

なお、調査チームのメンバーについては、可能な限り、疫学、ウイルス学、野生動物（野鳥を含む）の専門家を含め、発生農場が所在する都道府県の家畜防疫員、動物衛生課の職員を加えた構成とする。

第17 その他

- 1 種鶏など遺伝的に重要な家きんを含め、畜産関係者の保有する家きんについて、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、種鶏の分散配置などにより、日頃からリスク分散を図る。
- 2 都道府県は、終息後も、家きんの所有者や防疫措置従事者が精神的ストレスを持続している事例があることに鑑み、相談窓口の運営を継続するなど、きめ細やかな対応を行うよう努める。
- 3 農林水産省は、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。
- 4 農林水産省は、防疫措置の改善に寄与する研究及び開発を強力に進め、その成果が出た場合は、本指針を速やかに見直す。

1 家畜保健衛生所で行うモニタリング又は病性鑑定の検査方法

防疫指針第3の1及び2の都道府県において実施するモニタリングのウイルス分離検査及び血清抗体検査の方法並びに防疫指針第4の5の都道府県による家畜保健衛生所での検査の方法は、以下のとおりとする。

(1) 遺伝子検査

防疫指針に定められた検査対象家さん及びその他家畜防疫員が必要と認める家さんの気管スワブ及びクロアカスワブについて、動物衛生課が別途定める方法又は動物衛生課と協議の上、適当と認められた方法による検査を行う。当該検査の結果、陽性であった検体については、(2)の検査を行う。

(2) ウイルス分離検査

① 材料の採取

家さんから気管スワブ及びクロアカスワブを採取する。

② 材料の運搬及び処理

材料は抗生物質（ペニシリン（1,000単位/mL）、ストレプトマイシン（1000 μ g/mL）及びファンギゾン（25 μ g/mL））を添加した滅菌済のPBS（pH7.0～7.4）又は細胞培養液中に入れる。材料をよく懸濁した検体は密閉容器に入れた後に、容器の外側を消毒し、破損や水漏れがないように包装を厳重にして、冷蔵状態で家畜保健衛生所に運搬する。

家畜保健衛生所に到着後、検体を遠心分離処理（1,000G×5分間）し、汚染検体の場合は必要に応じて、その上清をポリビニリデンフロライド（PVDF）から成るポアサイズ0.45 μ mのフィルター（滅菌済ディスポーザブルシリンジフィルター）を用いてろ過滅菌する。その後、室温に1～2時間静置後ウイルス分離に供する。

なお、排せつ物や臓器は上記組成の抗生物質添加液で10～20%（w/v）乳剤にし、遠心分離処理（1,000G×5分間）、上記手法によるろ過滅菌処理の後に、室温に1～2時間清置後、その上清をウイルス分離に供する。

③ 発育鶏卵への接種（ウイルス分離）

検体の上清を2個以上の9～11日齢発育鶏卵の尿膜腔内に0.2mL接種し、35～37℃で48時間ふ卵する。原則として24時間以内に鶏胚が死亡した場合は事故死とする。ふ卵24時間以降に鶏胚が死亡した場合はその時点で（少なくとも24時間及び36時間後に検卵すること）、48時間後に生残した場合は4℃に1夜冷却した後、尿膜腔液の赤血球凝集性（以下「HA」とい

う。)についてマイクロプレート法による検査(以下「HA試験」という。)を行う。HA試験が陰性の場合はさらに1回発育鶏卵への接種を行う。

④ 鳥パラミクソウイルスとの鑑別

接種発育鶏卵から採取した雑菌増殖のない尿膜腔液のHA試験が陽性であればA型インフルエンザウイルス又は鳥パラミクソウイルスによるものであると推定できる。HA試験が陽性の場合、鳥パラミクソウイルスであることを否定するため、9血清型が知られている鳥パラミクソウイルスのうち、1型のニューカッスル病ウイルスが広く分布していることから、まず、抗ニューカッスル病ウイルス血清を用いて赤血球凝集抑制反応試験(以下「HI試験」という。)を行う。

この結果、ニューカッスル病ウイルスが否定された場合には、分離されたウイルス又は遺伝子増幅産物を冷蔵状態で動物衛生研究所に送付し、病性鑑定に供する。

(3) 血清抗体検査

鶏を検査する場合にあっては、②の方法(②の診断薬を入手できない場合その他やむを得ない事情により②の方法による検査を実施できない場合には、①の方法)で行い、鶏以外の家きんを検査する場合にあっては、①の方法で行う。

① すべてのA型インフルエンザウイルスは共通したヌクレオカプシド(NP)抗原とマトリックス(M)抗原を有していることから、これらの抗体が検出可能な寒天ゲル内沈降反応を行う。

ア 抗原作製

10日齢の発育鶏卵に指定のウイルスを接種し、漿尿膜を採取する。漿尿膜の乳剤を作製し、3回の凍結融解後、1,000Gで遠心し、上清を得る。遠心上清は0.1%のホルマリン又は1%のベータプロピオラクトンで不活化し、抗原とする。

イ 反応法

試験は8%(w/v)のNaClを含む0.1Mリン酸緩衝液(PBS、pH7.2)に1%(w/v)にアガロース又は精製寒天を加え溶解し、シャーレに2~3mm厚に流し込んだものを用いる。寒天に直径5mmの穴で2~5mm離れたパターンを作製し、中央の穴には抗原、周囲の穴には検査血清と指定の陽性血清を交互に0.05mLずつ入れ、48時間反応させる。その結果、検査

血清の沈降線が陽性抗体の沈降線と連結した場合には、血清抗体検査陽性と判定する。沈降線が交差した場合には、非特異反応と判定する。

- ② 薬事法により動物用医薬品として承認された診断薬を用いてエライザ法による検査を行い、当該検査の結果、陽性であった場合には、引き続き①の検査を行う。その結果、陽性であった場合には、血清抗体検査陽性と判定する。

(4) モニタリング又は病性鑑定結果に関する記録

家畜保健衛生所は、モニタリング又は病性鑑定時に採材した材料、家きんの飼養形態等の情報及びモニタリング等の結果について、参考様式を用いて電子媒体にて記録する。

2 家畜保健衛生所から動物衛生研究所への材料送付

防疫指針第4の5の(2)並びに6の(1)及び(2)による家畜保健衛生所から動物衛生研究所への材料送付は、以下のとおり行うこととする。

(1) 材料の送付

家畜保健衛生所等における病性鑑定又はモニタリングの結果、A型インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合、家畜保健衛生所は、分離されたウイルス又は遺伝子検体を別記の記載事項に留意しつつ動物衛生研究所に冷蔵状態で送付する。この場合には、「病性鑑定依頼書」（留意事項の様式5）及び「異常家きんの症状等に関する報告」（留意事項の様式4-1）を添付する。

(2) 連絡

- ① 家畜保健衛生所は、都道府県畜産主務課に対し、動物衛生研究所に材料を送付する旨を連絡するとともに、「異常家きんの症状等に関する報告」（留意事項の様式4-1）をファクシミリ又は電子メールにて送付する。
- ② 都道府県畜産主務課は、動物衛生課に対し動物衛生研究所に材料を送付する旨を連絡するとともに、「異常家きんの症状等に関する報告」（留意事項の様式4-1）をファクシミリ又は電子メールにて送付する。

3 動物衛生研究所で行う病性鑑定

防疫指針第5の1の(1)及び(2)の動物衛生研究所において実施するウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の方法は、以下のとおりとする。

(1) ウイルス亜型特定検査

分離ウイルスのH A及びN A亜型は、H A及びN A亜型の特異抗血清を用いたH I 試験、ノイラミニダーゼ活性抑制試験（N I 試験）、又は遺伝子解析により決定する。

（2）病原性判定試験

分離ウイルスの病原性判定試験は国際獣疫事務局（O I E）マニュアルに準拠した方法により行い、以下のア又はイに該当する場合、分離ウイルスを高病原性と判定する。

ア 滅菌PBSで10倍に希釈した感染尿膜腔0.2mLを4～8週齢の感受性鶏8羽に接種し、10日以内に6～8羽を死亡させた場合。

イ 分離されたウイルスがH 5又はH 7亜型であり、かつ、ヘマグルチニンの結合ペプチドのアミノ酸配列が他の高病原性鳥インフルエンザウイルスと類似している場合。

採取した検体の郵送に当たっての注意

内国郵便約款第9条第4項の規定に基づき、国連規格容器による適切な包装等を行い、送付すること。

なお、送付に当たっては、当該郵便物の送付方法を自所の配達を受け持つ集配郵便局（以下「受持郵便局」という。）に照会し、次のとおり措置の上、当該郵便局に差し出すこと。

1 送付の途中で航空機による輸送が行われない検体在中郵便物

次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品名：家きんの組織等「危険物」※
差出人：
自治体名：
検査所名：
住所：
電話番号：
資格：家畜防疫員（獣医師）
氏名：

※朱記すること。

2 送付の途中で航空機による輸送が行われる検体在中郵便物（注1）

（1）次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品名：家きんの組織等「危険物」※ ¹
国連番号：
差出人：
自治体名：
検査所名：
住所：
電話番号：
資格：家畜防疫員（獣医師）
氏名：
ドライアイス〇〇kg在中※ ²

※¹ 朱記すること。

※² ドライアイスを入れて送付する場合は朱記すること。

（2）検体を格納する容器は「国連規格容器」とすること。

（3）1容器当たりの内容量は、液体の場合は1,000mL未満、個体の場合は50gを限度とすること。

（4）郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6.2）を貼付すること。（注2）

（5）国連規格容器の外側にドライアイスを入れダンボール等で包んだ場合は、郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：9）を貼付すること。（注3）

（6）上記（5）の場合は、郵便物の引受時に、検体が国連規格容器に格納されているかどうかを確認するため、郵便局職員が外側のダンボール等の開示を求める場合があるので、これに応じること。

（注1）航空機による輸送が行われる場合、航空法（昭和27年法律第231号）第86条、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条及び関係告示等による規制を受ける。

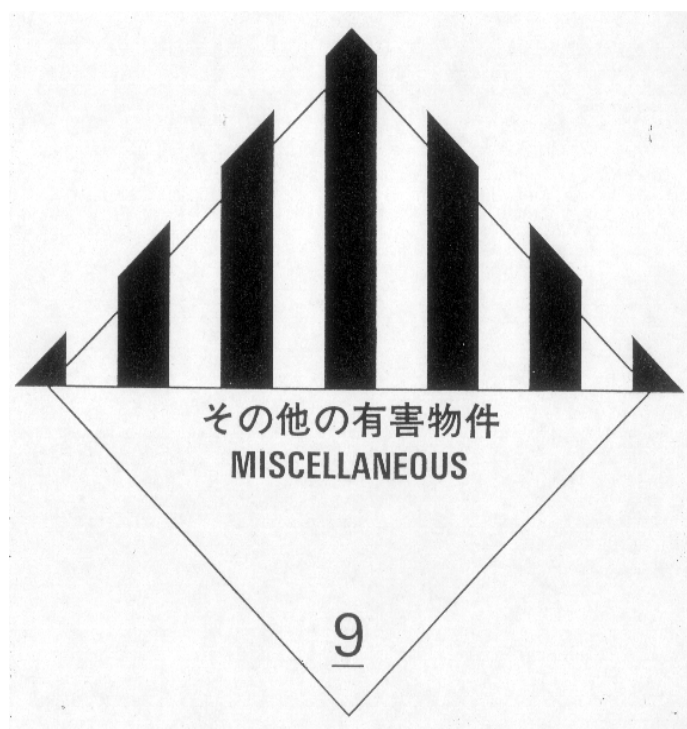
（注2、3）ラベルの様式は3のとおり。（受持郵便局に必要分を請求願います。）

3 郵便物に表示するラベル様式

(1) 輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6.2）



(2) 輸送許容物件表示ラベル（分類番号：9）



家きんの評価額の算出方法

1 肉用鶏

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

(2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 1日当たりの生産費は、帳簿により確認した飼料費、物材費（水道・光熱費、医薬品費等）、設備消耗費及び人件費等を基に算定した当該農場における1日当たりの生産費とする。
- ③ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

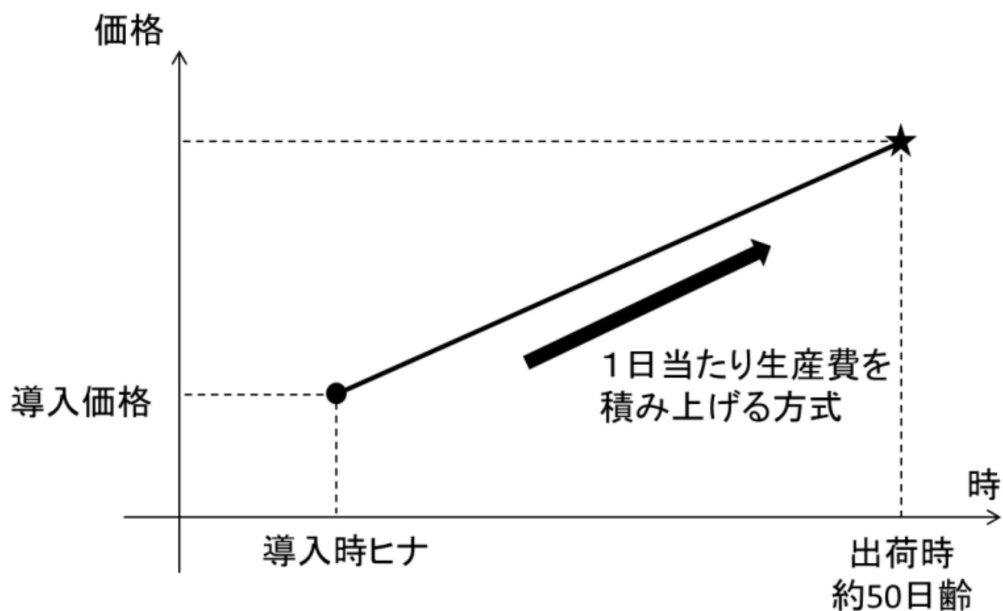
【例】肉用鶏（ブロイラー）を出荷時（50日齢）で評価

導入価格（1日当たりの生産費×育成日数）

75円（肉用鶏初生ひな平均購入価格） + 9円（H22年度鳥フル発生時の1日当たりブロイラー生産費単価平均） × 50日 = 525

円

肉用鶏
(ブロイラー)



2 採卵鶏

【産卵能力の最盛期まで】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

(2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 1日当たりの生産費は、帳簿により確認した飼料費、物材費（水道・光熱費、医薬品費等）、設備消耗費及び人件費等を基に算定した当該農場における1日当たりの生産費とする。
- ③ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

【産卵能力の最盛期から廃用時まで】

(1) 評価額の基本的な算定方法

産卵最盛期価格－（1日当たりの減損費×産卵最盛期からの飼養日数）

(2) 産卵最盛期価格及び1日当たりの減損費の算定方法

- ① 産卵最盛期価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 + 産卵最盛期までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

なお、産卵最盛期日齢は210日齢とし、品種等によりこれと大きく異なる場合には、当該品種の産卵最盛期の日齢を利用する。

- ② 1日当たりの減損費については、次により算定する。

（産卵最盛期価格－廃鶏出荷時平均価格）÷（廃鶏出荷平均日齢－産卵最盛期の日齢）

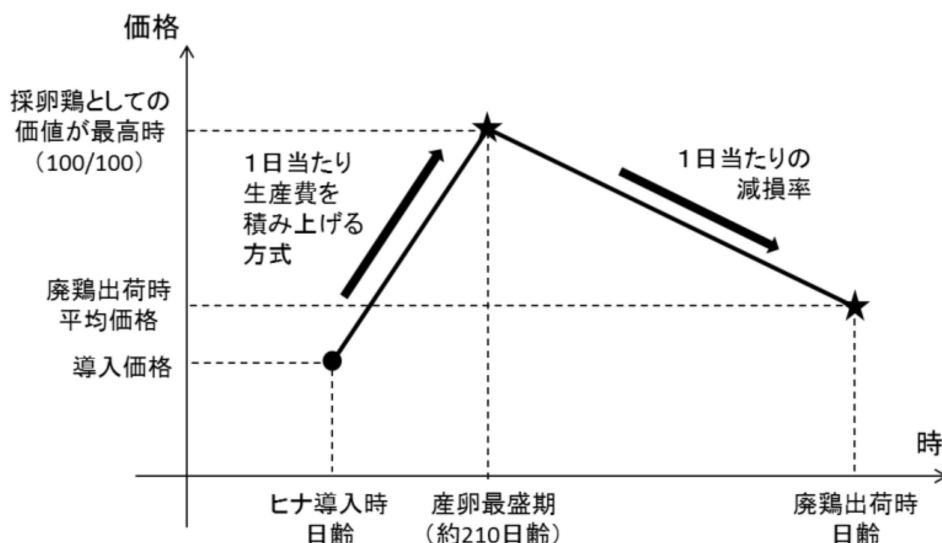
なお、廃鶏出荷時平均価格及び廃鶏出荷平均日齢は、当該農場の帳簿等により算定する。

【例】採卵鶏を採卵最盛期（約210日齢）で評価

導入価格（120日齢） （1日当たりの生産費×育成日数）

933円（卵用鶏大ひな平均購入価格）＋6円（H22年度高病原性鳥インフルエンザ発生時の1日当たり採卵鶏生産費単価平均）
×（210日－120日）＝ 1,473円

採卵鶏



※ 本文中の生産費及び
生産費に係る統計指標については、基本的に各都道府県独自が算定する直近年度のものとし、都道府県において算定できない場合等においては、農林水産省が公表する全国平均の数値を活用することとする。

1 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分

氏 名： (職 業：)

住所： (電話番号：)

肉用鶏 / 採卵鶏 / 種鶏（肉用・採卵用） / その他（ ）

(うちウインドレス () 舎、開放 () 舎、その他 () 舎)

(「有」の場合その結果(実施者、検査キット名、検体数、陽性数等):

- 84 -

6 既に講じた措置：

7 その他関連事項（疫学情報など）：

8 届出者への指示事項：

9 届出受理者氏名：

10 処置

(1) 通報（時刻）

所長：

都道府県畜産主務課：

(2) 現地調査

氏名：

出 発 時 刻：

異常家さんの症状等に関する報告

都道府県：
家畜保健衛生所：
担当：

1 現地調査（立入検査）
平成 年 月 日 時

※ 以下の2, 3については、様式3で報告した内容から変更がある場合のみ記載

2 異常家さん等の通報

届出日時：
届出者氏名：
届出者住所：
届出内容：

3 農場詳細

名称：
住所：
所有者：
従業員数：
飼養羽数：
用途：採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用種鶏、その他（ ）
羽数： 羽
家さん舎数：
構造：開放、ウインドレス、その他（ ）
飼育形態：ケージ飼い、平飼い、その他（ ）
（※飼養羽数は用途ごと、家さん舎ごとに報告する。）

4 病歴、病状、病変の概要（通報から到着までの死亡数の増加の有無、剖検所見、異常家さんの家さん舎内の分布等を含む）

5 検査所見（家畜防疫員により確認されたもの）

(1) 異常家さん

異常家さん	種類：	週齢：	羽数：	（うち死亡羽数： 羽）
備考（管理失宜、誘導換羽の有無等）				

(2) 死亡羽数の推移（家さん舎ごと）

日							
家さん舎番号							
農場全体							

(3) 鳥インフルエンザ簡易検査の結果（検査材料）

異常家さん飼養農場に関する疫学情報等の報告

都道府県：
家畜保健衛生所：
担当：

1 疫学情報（判明次第追記すること。）

- (1) 飼養者が過去7日間に直接の飼養管理を行った他農場
- (2) 家さんの導入又は搬出（過去21日間）
- (3) 人・車両の出入り及び巡回範囲（過去21日間）
- (4) 家さん糞・堆肥の処理・搬出
- (5) 死亡家さんの処理・搬出
- (6) 種卵の搬出先（過去21日間）
- (7) その他

2 農場への指示事項

3 検査材料の採取（検体数）

気管スワブ、クロアカスワブ、血液、その他（ ）

4 その他参考となる情報

- (1) NDワクチン接種歴、NDワクチンの種類
- (2) 焼却場所、埋却地の確保状況
- (3) 周辺農場戸数、羽数（3km、10km）

5 今後の検査スケジュール

遺伝子検査（コンベンショナル及びリアルタイムPCR検査）結果判明予定日時：

血清抗体検査結果判明予定日時：

ウイルス分離検査結果判明予定日時：

6 備考

病 性 鑑 定 依 頼 書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究所長 殿

依頼機関代表者・氏名 (印)

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

- 1 動物種 (品種、性別等を含む。)
- 2 鑑定材料 (種類及び数量を含む。)
- 3 鑑定目的
高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの診断
- 4 発生状況
別添のとおり (様式 4 - 1 を添付)
- 5 連絡先
- 6 その他特記事項

プレスリリース

年 月 日
農 林 水 産 省
[〇 〇 県]

高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の
（疑似）患畜の確認について

- ・本日、家畜伝染病である「高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）」の（疑似）患畜が〇〇県〔県内〕で確認されました。
- ・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家さんの移動を自粛しています。なお、我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1 農場の概要

所在地：〇〇県〇〇市〇〇

飼養状況：〇〇鶏（採卵鶏、肉用鶏、種鶏） 飼養羽数 〇〇羽

2 経緯

- （1）〇〇月〇〇日、〇〇から〇〇である旨、〇〇家畜保健衛生所に通報がありました。
- （2）同日、〇〇家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所に検体を送付しました。
- （3）同研究所による〇〇検査及び〇〇検査で陽性となったことから、高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の（疑似）患畜と判定しました。

3 今後の対応

農林水産省は、本日の鳥インフルエンザ対策本部で決定したとおり、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

- (1) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年〇月〇日農林水産大臣公表）に基づき、当該農場の飼養家きんのと殺及び埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
- (4) 食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- (5) 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
- (6) 殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- (7) 「疫学調査チーム」を派遣。
- (8) 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
- (9) 関係府省と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4 その他

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お問合せ先

所属：〇〇

担当：〇〇

TEL：〇〇

FAX：〇〇

と 殺 指 示 書

番 号
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員〇〇 印

あなたが所有する（管理する）次の家きんは、高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家きんの所在する場所

家きんの種類及び羽数

記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と 殺 の 方 法
- 3 そ の 他

（備 考）

- 1 この指示については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）により不服申立てをすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された家きんについては、家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

移動制限除外証明書

番 号
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員〇〇 印

あなたが所有する（管理する）次の家きん等については、次の高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の発生に伴う、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項に規定された禁止又は制限の対象外であることを証明する。

発生に係る情報：平成〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市で発生が確認された高病原性（低病原性）鳥インフルエンザ

記

1. 禁止又は制限の対象外となる家きん等： 初生ひな / 飼料 / 敷料 / 排せつ物
その他（ ）
2. 家きん等が所在する場所の名称及び住所（移動元）：
3. 家きん等が移動する場所の名称及び住所（移動先）：

（留意事項）

対象家きん等を移動させる際には、以下のことを遵守すること。

- ① この証明書を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。
- ② 運搬には密閉車両（初生ひな以外は密閉容器等による代替可）を用いる。
- ③ 可能な限り、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係者が利用しないようなルートを設定する。
- ④ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ⑤ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録する。

(様式 9)

受 領 書

年 月 日

分任物品監理官 殿

都道府県知事 氏 名 (印)

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号の鳥インフルエンザ予防液及び譲与指令書に基づき、下記の物品を正に受領いたしました。

記

品 名 鳥インフルエンザ予防液

数 量 型 (ロット番号) 本 (ドース)

鳥インフルエンザ予防液使用報告書

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

都道府県知事 氏 名 (印)

年 月 日に譲与を受けた鳥インフルエンザ予防液の使用について、下記のとおり報告いたします。

記

1 受領数量 型 (ロット番号)
本 (ドース)

2 使用数量 型 (ロット番号)
本 (ドース)

3 残 数 量 型 (ロット番号)
本 (ドース)

(
 うち処分数量 型 (ロット番号)
 処分理由： 本 (ドース)
)

4 返還数量 型 (ロット番号)
本 (ドース)

5 注射実施状況

実施市町村名	実施時期	注射羽数		備 考 (注射反応等)
		家さんの種類	羽 数	
	月 日 ～ 月 日	肉用鶏 採卵鶏 種鶏		
県 計	月 日 ～ 月 日	肉用鶏 採卵鶏 種鶏		

※ 家畜保健衛生所において、農場の名称又は所在地、使用者、接種家畜リスト等について記載した個票を備えておくこと。

※ 鳥インフルエンザ予防液を処分する際には、その型、本数が分かる写真を撮り、本報告書に添付すること。